

条件付一般競争入札の実施について

粕屋町が発注する業務委託について、地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号。以下「令」という。）第 167 条の 6 の規定により公告します。

令和 6 年 4 月 15 日

福岡県糟屋郡粕屋町長 箱 田 彰

1. 入札対象業務

- (1) 業務名 戸原外 2 地内漏水調査業務
- (2) 業務場所 糟屋郡粕屋町大字 戸原、江辻、大隈 地内
- (3) 業務概要 配水管延長 L=15.5 km
給水戸数 約 700 戸
- (4) 工期 契約日の翌日から令和 7 年 3 月 17 日まで
- (5) 予定価格 2,046,000 円（消費税及び地方消費税等相当額含む。）

2. 入札者の条件

- (1) 入札公告日から落札決定日まで、次に掲げる条件を全て満たしていること。
 - ア 令第 167 条の 4 第 2 項各号のいずれにも該当しないこと。
 - イ 令和 6・7 年度粕屋町競争入札参加資格者名簿に登載されていること。
 - ウ 粕屋町指名停止等措置要綱（平成 13 年粕屋町要綱第 5 号）に基づく指名停止の措置を受けている者でないこと。
 - エ 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）第 17 条の規定による更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）第 21 条の規定による再生手続開始の申立てをされた者（更生手続又は再生手続開始の決定を受けた後、競争入札参加者資格再審査申請を提出し、受理された者を除く。）でないこと。
 - オ 国税、県税、村税、町税及び市税を滞納していないこと。
- (2) 粕屋町競争入札参加資格者名簿において、次に掲げる条件を全て満たしていること。
 - ア 本店情報又は委任先情報に福岡県内の住所が登載されていること。
 - イ 登録業種として、「漏水調査」業務での登録をしていること。
- (3) 過去 10 年以内に本業務にかかる種類及び規模を同じくする業務実績（官公庁業務実績に限る。）を有する者であること。

なお、本公告において同種業務とは、水道管漏水調査業務とする。
- (4) 次の基準を満たす主任技術者を当該業務で配置できること。原則として契約時に変更することはできない。
 - ア 次の（Ⅰ）又は（Ⅱ）を満たす技術者を配置できる者

(I) 公益社団法人日本水道協会の水道施設管理技士登録の1級又は2級の水道管路施設管理技士であること。

(II) 全国漏水調査協会の主任技師であること。

イ 配置技術者は、当該業務の競争入札参加申請日以前3箇月以上の雇用関係を必要とする。

ウ 配置技術者は、契約日において他の業務に専任する技術者であってはならない（当該業務の竣工検査の終了が確認できる場合を除く）。

エ 配置技術者は、過去10年間に引渡しが完了した同種業務の現場代理人又は主任技術者としての従事経験を有する者であること。

3. 入札参加資格確認申請及び添付書類

(1) 本業務の入札に参加を希望する者は、次に掲げる書類を提出し、一般競争入札参加資格の確認を受けなければならない。なお、申請書等は全てA4サイズとし、アからエまでの順に整えて提出すること。

ア 条件付一般競争入札参加資格確認申請書

イ 配置予定技術者調書

(ア) 予定技術者ごとに作成すること。

(イ) 免許、資格等の写しを添付すること。

(ウ) 次の(I)、(II)いずれかの資格の写しを添付すること。

(I) 公益社団法人日本水道協会の1級又は2級の水道管路施設管理技士。

(II) 全国漏水調査協会の主任技師。

(エ) 技術者の雇用関係が確認できるもの（健康保険証の写し等）を添付すること。

(オ) 配置予定技術者は、過去10年間に引渡しが完了した同種業務の現場代理人又は主任技術者としての従事経験を有する者であることが確認できるもの（テクリスの業務カルテの写し等）を添付すること。

ウ 業務実績調書

(ア) 竣工が平成26年4月1日以降のものを1件記載すること。

(イ) 該当する業務の「竣工登録業務カルテ受領書」若しくは「登録内容確認書（業務実績）」の写し又は請負契約書及び内容がわかる書類の写しを添付すること。

エ 誓約書

(2) 申請書等は、粕屋町ホームページの「入札・事業者>入札・契約>公募>一般競争入札」のページ（以下「ホームページ」という。）に掲載の当該業務の申請書及び添付書類をダウンロードすること。

(3) 申請書等の作成に係る費用は、申請者の負担とする。

(4) 申請書等に虚偽の記載をした者は、入札に参加できない。

4. 申請書及び添付書類の提出方法

申請書及び添付書類は、次により郵送すること。

申請受付 令和6年4月15日（月）から令和6年4月22日（月）まで

郵送宛先 糟屋郡粕屋町駕与丁一丁目1番1号

粕屋町都市政策部上下水道課 業務係担当 行き

※封筒の表面に「条件付一般競争参加資格確認申請書在中」と記載すること。

※受付期間内に到達すること。

5. 入札参加資格の確認結果

競争入札参加資格確認通知書は、令和6年4月26日付けで申請者あてにFAX送信する。

6. 設計図書等の閲覧期間、場所及び方法

(1) 閲覧期間 令和6年4月15日(月)から令和6年5月7日(火)まで

(2) 閲覧場所 粕屋町ホームページ

(3) 設計図書などに関する質問

設計図書などに関する質問及び回答は、別記様式によりFAXを用いて行うものとする。

ア 質問受付

令和6年4月15日(月)から令和6年4月23日(火)まで。ただし、最終日は、午後3時までに上下水道課へ到着した分までとする。

イ 送信先 都市政策部上下水道課 FAX 092-938-7818

ウ 質問回答 令和6年4月26日(金)まで

エ 質問及び回答は、ホームページに掲載するものとする。

7. 開札の日時及び場所

(1) 開札日時 令和6年5月7日(火) 午後1時から

(2) 開札場所 糟屋郡粕屋町駕与丁一丁目1番1号

粕屋町役場 1階 都市政策部 都市計画課横会議室

8. 入札事項など

(1) 最低制限価格の設定

設定 無し

(2) 調査基準価格の設定

設定 無し

(3) 入札保証金

免除。ただし、町長が特に必要があると認めるとき又は契約を締結しないこととなるおそれがあると認めた者は、入札金額の100分の5以上の額とする。

(4) 契約保証金

粕屋町財務規則(平成5年粕屋町規則第10号。以下「規則」という。)第123条及び第124条のとおり。

(5) 入札の無効

本公告に示した競争に参加する資格のない者及び虚偽の申請を行った者のした入札並びに規則第104条各号のいずれかに該当する入札並びに入札心得に示した無効の要件に該当した入札は無効とし、無効の入札を行った者を落札者としていた場合には、落札決定を取り消す。

なお、競争参加資格を確認された者であっても、公告日から落札者の決定までの間において、

2の各号に掲げる資格を欠いた者又は福岡県建設工事に係る建設業者の指名停止等措置要綱に基づく指名停止を受けている者は、競争に参加する資格のない者に該当するものとする。

- (6) 入札書などが提出期限までに上下水道課に到達しなかった場合は、入札を辞退したものとみなす。
- (7) 普通郵便など指定した郵便以外の方法で提出された入札書などは、無効とする。
- (8) 入札書と業務費内訳書の積算金額が相違する入札は、無効とする。
- (9) 入札金額の訂正、記載事項の不明確なもの及び記名押印のないもの、その他入札に関し町の定める条件に違反した入札は、全て無効とする。
- (10) 期間入札の場合、入札者が1者のみの場合も有効とする。
- (11) 現場説明会は、行わない。
- (12) 落札決定後において、契約までに入札条件を満たさなくなったときは、契約を結ばないことがある。
- (13) 最低価格が同額となった場合、別紙『くじによる落札者の順位の決定方法』により落札者を決定する。
- (14) 開札結果は、落札者が決定した場合、落札者にのみ連絡し、後日町ホームページに落札者及び落札金額を掲載する。

9. 問い合わせ先

〒811-2392 福岡県糟屋郡粕屋町駕与丁一丁目1番1号
粕屋町役場 都市政策部 上下水道課 担当：渡邊
TEL：(092) 938-0239 / FAX：(092) 938-7818

くじによる落札者の順位の決定方法

郵便入札において、開札の結果、落札となるべき同額の入札が2者以上の場合は、次の方法により、くじで落札者を決定します。

1. くじの手順

- (1) 同額入札者に、「書留お問い合わせ番号」(11桁)の下4桁の小さい者から順にくじ番号(0, 1, 2・・・)を付与します。(※下4桁が同一の数字の場合は、下5桁目以降高い桁の数字を順次参照する。)

※「書留お問い合わせ番号」

郵便追跡用に使用する番号で、書留の受領証に「お問い合わせ番号」として表示されているもの。

「*** (3桁) - ** (2桁) - ***** (5桁) - * (1桁)」の合計11桁で表示された番号です。

- (2) 同額入札者の書留お問い合わせ番号(11桁)の下4桁を合計し、その合計額を同額入札者数の数で除算し、余りを算出します。
- (3) 上記(1)の「くじ番号」と上記(2)の計算結果による「余り」が一致した入札参加者を落札者の第1順位とする。
- (4) 最上位のくじ番号に「1」を足したくじ番号の入札参加者を第2順位とする。この場合において、最上位のくじ番号に「1」を足したくじ番号が存在しない場合には、「0」のくじ番号の入札参加者を第2順位とする。
- (5) 第3順位以下は、上記(4)の規定に準じて順位を決定する。

例) 入札参加者3者が同額入札の場合

- (1) 書留お問い合わせ番号(11桁)の下4桁の小さい順にくじ番号(0, 1, 2・・・)を付与する。
(※下4桁が同一の数字となった場合は、上位の数字を参照する。)

業者名	書留お問い合わせ番号	下4桁	下5桁目	くじ番号
A社	***-**-01234-5	2345	-	0 付与
B社	***-**-90970-2	9702	0	1
C社	***-**-13970-2	9702	3	2

- (2) 書留番号下4桁の和を求め、同額入札者数で除算し、余りを算出する。

A社(書留番号下4桁) 2345

B社(書留番号下4桁) 9702

C社(書留番号下4桁) 9702

合計 $2345+9702+9702=21749$

余り $21749 \div 3 = 7249 \dots \text{余り } 2$

- (3) 落札者の決定

上記(2)で算出した余りの数とくじ番号が一致した業者を落札者とする。

順位	業者名	くじ番号	備考
1	C社	2	余りが「2」であるため、くじ番号「2」が最上位
2	A社	0	最上位のくじ番号「2」に1を足すと「3」となり、一致する番号がないため「0」に戻るため、第2順位
3	B社	1	第2順位のくじ番号「0」に1を足すと「1」となり、一致するため第3順位

この場合、余り2であるため、それと一致するくじ番号2のC社となる。